

## 第4章 教育活動の推進

# 伝統や文化に関する教育

国際社会で活躍する人材の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることは、グローバル化する社会の中で異なる文化や歴史、生活習慣をもつ相手に敬意を払い、協働して課題を解決することができる「持続可能な社会づくりの担い手」の育成に資するものである。

### 1 教育基本法等への規定

教育基本法（平成18年12月公布）前文に、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進することが示され、第2条第5号には、教育の目標の一つとして、次のことが規定されている。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、教育基本法の教育理念を踏まえ、平成19年6月に公布された学校教育法には、「義務教育の目標」として第21条第3号に次のように示された。

我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### 2 各教科等における指導

学習指導要領では、教科等の指導において、例えば、次のような内容の充実が図られている。

国語…和歌、俳諧、物語、随筆、漢詩、漢文などの古典や、能、狂言、歌舞伎、古典落語などの古典芸能に親しませるとともに、近代以降の代表的な作家の作品を教材として取り上げる。

社会・地理歴史・公民…我が国や地域の発展に尽くした先人の働きや、伝統的な行事、芸能、文化遺産について調べるなど、様々な伝統や文化に関する学習を充実する。

音楽…我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導を充実する。

美術…生活や社会の中の美術の働きや美術文化（日本の文化遺産、伝統と文化等）について、見方や感じ方を深める。

書道…書の伝統や文化を尊重し、実感的な理解を深める。

保健体育…日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、内容等について一層の改善を図る。

家庭、技術・家庭…○ 日本の伝統的な衣食住の生活について、生活文化や継承の大切さに気付かせる。

○ 我が国の伝統的な技術について、緻密なものづくりの技などが我が国の伝統や文化を支えてきたことに気付かせる。

### 3 各学校における取組

伝統や文化に関する教育を推進していくためには、地域や学校等の実態に応じて、学習指導要領に示す各教科等の目標や内容を踏まえ、我が国の伝統や文化に関する学習を教育課程上に適切に位置付けるとともに、児童生徒が学校教育の中で我が国の伝統や文化に触れたり、認識を深める機会を充実させたりすることに留意すること及び外部の人材や団体等との効果的な連携をするなどの工夫が考えられる。

## 学校における取組事例

### ～ 地域の伝統文化を受け継ぐ ～

『熊野筆』の産地である安芸郡熊野町では、その地域の特色を生かし、小学校低学年の授業に「書道科」を独自に取り入れている。地域の伝統文化に親しませて児童の落ち着き、集中力等の資質・能力を伸ばし、心の豊かさを育むことを目的として行っている。地域の伝統文化を学ぶことを通して、自分の住んでいる町に関心をもつことや学習に向かう姿勢や態度に良い効果が表れている。



(熊野町立熊野第三小学校)

### ～ 地域の伝統文化を受け継ぐ ～

大崎上島町の小・中学校では、国土交通省の「島の宝 100 景」、大崎上島町指定無形民俗文化財に選定されている伝統行事の中の「櫓伝馬 (かいでんま)」の体験を行っている。歴史と伝統のある櫓伝馬を体験することを通して、伝統文化を守ることの大切さや、人と人との絆の大切さを感じさせることを目指している。



(大崎上島町立大崎上島中学校)

### ～ 伝統文化の発展への貢献 ～

湯来南高等学校の和太鼓部は、平成 17 年に結成され、今年で 13 年目である。地域のイベントや福祉施設、地域の小中学校の行事等、年間約 40 回程度の公演活動を行っている。さらに、全国高等学校総合文化祭郷土芸能部門広島県代表や国民文化祭広島県代表に選出されるなどの実績を重ねた。このような成果の下、全校生徒和太鼓演奏の初年度として、1 年生全員による和太鼓演奏に取り組み、文化祭での発表を実現した。和太鼓の演奏活動を通して、日本伝統文化の体験とグローバル感覚の育成を目指している。



(広島県立湯来南高等学校  
1 年生全員による演奏)